

平成22年第2回三重県議会定例会提出予定議案概要

| 区 分 | 件 名 | 概 要 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|-------------------------|--|--|------------|-----|------------|-----|-----|----------|-----|-----|-----|-------|-------|-----|-----|--|---|-------|--|
| 予算 (2 件) 総務部 | | <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">予 算</td> <td style="width: 15%;">2 件</td> <td rowspan="5" style="width: 10%; vertical-align: middle;">} 議案 1 1 件</td> </tr> <tr> <td>条 例</td> <td>6 件</td> </tr> <tr> <td>その 他 議 案</td> <td>3 件</td> </tr> <tr> <td>認 定</td> <td>4 件</td> </tr> <tr> <td>報 告 出</td> <td>2 1 件</td> </tr> <tr> <td>提 出</td> <td>1 件</td> <td></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>3 7 件</td> <td></td> </tr> </table> | 予 算 | 2 件 | } 議案 1 1 件 | 条 例 | 6 件 | その 他 議 案 | 3 件 | 認 定 | 4 件 | 報 告 出 | 2 1 件 | 提 出 | 1 件 | | 計 | 3 7 件 | |
| | 予 算 | 2 件 | } 議案 1 1 件 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 条 例 | 6 件 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| その 他 議 案 | 3 件 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 認 定 | 4 件 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 報 告 出 | 2 1 件 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 提 出 | 1 件 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 計 | 3 7 件 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 条例案 (6 件) 健康福祉部 | <p>【 1 】平成 22 年度三重県一般会計補正予算 (第 4 号) (鳥羽伊良湖航路の支援に伴う補正予算 補正額 6 万 1 千円)</p> <p>【 2 】平成 22 年度三重県一般会計補正予算 (第 5 号) (緊急雇用・経済対策、医師確保対策等に伴う補正予算 補正額 3 億円程度)</p> <p>【 3 】 三重県臨床研修医研修資金 返還免除に関する条例案</p> | <p>県内の医療機関等における医師の確保を図るため、臨床研修を受けている医師に対し県が貸与した研修資金の返還の免除について必要な事項を定めるものである。 (平成 23 年 4 月 1 日から施行し、平成 26 年 3 月 31 日にその効力を失う。)</p> <p>(主な制定内容)</p> <p>(1) 返還免除の対象者 臨床研修資金の貸与を受けた者で、引き続き県内の救急病院又は規則で定める救急医療機関等において業務に従事したもの(条例の失効前に貸与の決定を受けた者は、従前の例により対象者とする。)</p> <p>(2) 返還免除となる従事期間 3 年間</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 参 考 | <p>制定理由 県内の医師確保の緊急対策として、県内の研修医及び勤務医を確保するため、臨床研修を受けている医師に貸与した臨床研修資金の返還を免除する制度を創設するものである。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| 区 分 | 件 名 | 概 要 |
|--|---|--|
| 健康福祉部 つづき | <p>【 4 】 三重県専門研修医研修資金 返還免除に関する条例案</p> | <p>県内の医療機関等における医師の確保及び医療の質の向上を図るため、指定専門研修を受けている医師に対し県が貸与した研修資金の返還の免除について必要な事項を定めるものである。 (平成23年4月1日から施行し、平成26年3月31日にその効力を失う。)</p> <p>(主な制定内容)</p> <p>(1) 返還免除の対象者 専門研修資金の貸与を受けた者で、引き続き県内の救急病院又は規則で定める救急医療機関等において業務に従事したもの(条例の失効前に貸与の決定を受けた者は、従前の例により対象者とする。)</p> <p>(2) 返還免除となる従事期間 貸与期間の2分の3に相当する期間(期間の内2年間は、知事が指定する医療機関に勤務するものとする。)</p> |
| <p>参 考 制定理由 県内の医師確保の緊急対策として、県内の勤務医及び指導医を確保するため、知事が指定した専門研修プログラムにより県内の病院で研修を受けている医師に貸与した専門研修資金の返還を免除する制度を創設するものである。</p> | | |

| 区 分 | 件 名 | 概 要 |
|--|---|---|
| 警察本部 | <p>【 5 】 三重県暴力団排除条例案</p> | <p>県民の安全で平穏な生活を確保し、及び社会経済活動の健全な発展に寄与するため、三重県からの暴力団排除に関する基本理念を定め、県並びに県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、暴力団排除に関する基本的施策、暴力団排除を推進する県民及び事業者を保護するための措置、青少年の健全な育成を図るための措置、暴力団員等に対する利益の供与の禁止等を定めるものである。</p> <p style="text-align: right;">（平成23年4月1日から施行）</p> <p>（主な制定内容）</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 総則 基本理念、県の責務、県民及び事業者の責務等 (2) 暴力団排除に関する基本的施策等 推進体制の整備等、不当要求行為に対する措置、県の事務及び事業における措置、公の施設の利用における制限等 (3) 暴力団排除を推進する県民及び事業者を保護するための措置 (4) 青少年の健全な育成を図るための措置 青少年に対する教育等、青少年に対する行為の禁止、暴力団事務所の開設及び運営の禁止等 (5) 暴力団員等に対する利益供与の禁止等 利益の供与の禁止、契約時における措置等 (6) 暴力団員等が利益の供与を受けることの禁止 (7) 不動産の譲渡等をしようとする者の講ずべき措置等 不動産の譲渡等をしようとする者等の責務、不動産の譲渡等の代理又は媒介をする者の責務 (8) 特定事業者における暴力団排除への取組 飲食店事業者等からの暴力団排除対策、旅館事業者等からの暴力団排除対策 (9) 雑則 調査、勧告、公表等 (10) 罰則 |
| 県土整備部 | <p>【 6 】 三重県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例案</p> | <p>地方自治法第252条の17の2第1項の規定に基づき、知事の権限に属する事務の一部を市町が処理することについて改正を行うものである。</p> <p style="text-align: right;">（平成22年10月25日から施行）</p> <p>（主な改正内容）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 景観法に基づく景観計画区域内における行為に係る届出書の受理に関する事務を処理する市町から亀山市を除くこととする。 |
| <p style="text-align: center;">参 考</p> <p>地方自治法 （条例による事務処理の特例） 第252条の17の2 都道府県は、都道府県知事の権限に属する事務の一部を、条例の定めるところにより、市町村が処理することとすることができる。この場合においては、当該市町村が処理することとされた事務は、当該市町村の長が管理し及び執行するものとする。</p> | | |

| 区 分 | 件 名 | 概 要 |
|---|---|---|
| 環境森林部 | <p>【 7 】 三重県立自然公園条例及び三重県自然環境保全条例の一部を改正する条例案</p> | <p>県立公園及び自然環境保全地域における自然環境の保全対策の強化等を図るため、県立公園の特別地域等における規制の対象となる行為の追加、生態系の維持又は回復を図るための事業の創設等の措置を講じるものである。 (平成23年4月1日から施行)</p> <p>(三重県立自然公園条例の主な改正内容)</p> <p>(1) 目的の改正 「生物の多様性の確保に寄与する」ことを追加</p> <p>(2) 公園事業の執行に関する規定の整備 県以外の者が公園事業を執行する場合に必要な事項の規定について、規則から条例へ移行する。</p> <p>(3) 特別地域内の行為規制の項目の拡充 ア 特別地域内の知事が指定する区域内において木竹を損傷すること。 イ 特別地域内の知事が指定する区域内において、知事が指定する植物を植栽し、又は当該植物の種子をまくこと。 ウ 特別地域内の知事が指定する区域内において、知事が指定する動物を放つこと。</p> <p>(4) 生態系維持回復事業の創設</p> <p>(5) 罰則の追加 公園事業に係る原状回復命令等に対する罰則を設ける等、罰則を追加した。</p> <p>(三重県自然環境保全条例の主な改正内容)</p> <p>(1) 特別地区内の行為規制の項目の拡充 ア 特別地区内の知事が指定する区域内において木竹を損傷すること。 イ 特別地区内の知事が指定する区域内において、知事が指定する植物を植栽し、又は当該植物の種子をまくこと。 ウ 特別地区内の知事が指定する区域内において、知事が指定する動物を放つこと。</p> <p>(2) 生態系維持回復事業の創設</p> <p>(3) 罰則の見直し 罰金の最高額について、三重県立自然公園条例における水準と同程度の水準に引き上げた。</p> |
| <p style="text-align: center;">参 考</p> <p>自然公園法及び自然環境保全法の一部を改正する法律(平成21年法律第47号)</p> <p>(1) 改正の趣旨 国立公園等及び自然環境保全地域における保全対策の強化等を図り、より積極的に生物の多様性の確保に寄与するため</p> <p>(2) 改正の概要 ア 目的の改正 「生物の多様性の確保」を追加 イ 生態系維持回復事業の創設 国立公園等における生態系の維持又は回復を図るため、国等が生態系維持回復事業計画を作成し、これに従って生態系維持回復事業を行うとともに、国等の公的主体以外の者についても、環境大臣等の認定を受けて、当該事業を実施 ウ 特別地域等における行為規制の追加 生態系に被害を及ぼす動植物の放出等や木竹の損傷について規制を追加 エ 罰則の追加及び見直し</p> | | |

| 区 分 | 件 名 | 概 要 |
|----------------------|--|--|
| 報告 (21件) 県土整備部 | 【16】 専決処分の報告について (訴えの提起(和解を含む。) について) | 県営住宅家賃の滞納に伴う家賃の請求等の訴えの提起(和解を含む。)を行った。 |
| 健康福祉部 | 【17】 専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及び 和解について) | 平成22年3月18日桑名市矢田礪地内交差点において発生した健康福祉部(桑名保健福祉事務所保健衛生室)に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 53,901円 |
| 農水商工部 | 【18】 専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及び 和解について) | 平成22年6月17日北牟婁郡紀北町海山区相賀地内の国道42号において発生した健康福祉部(尾鷲保健福祉事務所保健衛生室)に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 56,015円 |
| 農水商工部 | 【19】 専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及び 和解について) | 平成22年2月15日津市河芸町上野地内の国道23号において発生した四日市農林商工環境事務所(農村基盤室)に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 77,575円 |
| 農水商工部 | 【20】 専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及び 和解について) | 平成22年4月2日桑名市矢田礪地内の市道において発生した中央農業改良普及センター(普及企画室)に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 107,566円 |
| 県土整備部 | 【21】 専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及び 和解について) | 平成22年4月12日伊賀市馬田地内の県道甲南阿山伊賀線において発生した伊賀建設事務所(保全室)に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 622,277円 |

| 区 分 | 件 名 | 概 要 |
|------|---|---|
| 警察本部 | 【 2 2 】 専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及び 和解について) | 平成 2 1 年 8 月 7 日名張市上小波田地内の国道 1 6 5 号に おいて発生した名張警察署に係る自動車による公務上の事故 に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 200,000円 |
| | 【 2 3 】 専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及び 和解について) | 平成 2 2 年 4 月 4 日鈴鹿市算所一丁目地内の県道三行庄野 線において発生した鈴鹿警察署に係る自動車による公務上の 事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 50,400円 |
| | 【 2 4 】 専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及び 和解について) | 平成 2 2 年 4 月 2 1 日四日市市日永三丁目地内の市道にお いて発生した機動捜査隊に係る自動車による公務上の事故に 関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 50,000円 |
| | 【 2 5 】 専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及び 和解について) | 平成 2 2 年 5 月 1 8 日津市大園町地内の市道において発生 した機動捜査隊に係る自動車による公務上の事故に関して損 害賠償の額について和解した。 損害賠償額 27,300円 |
| | 【 2 6 】 専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及び 和解について) | 平成 2 2 年 5 月 2 6 日松阪市伊勢寺町地内の市道において 発生した松阪警察署に係る自動車による公務上の事故に関し て損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 53,550円 |
| | 【 2 7 】 専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及び 和解について) | 平成 2 2 年 7 月 1 日四日市市東坂部町地内の県道四日市鈴 鹿環状線において発生した四日市北警察署に係る自動車によ る公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 14,320円 |

| 区 分 | 件 名 | 概 要 |
|-------|---|--|
| 県土整備部 | <p>【 2 8 】 専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及び 和解について)</p> <p>【 2 9 】 専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及び 和解について)</p> <p>【 3 0 】 専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及び 和解について)</p> <p>【 3 1 】 専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及び 和解について)</p> <p>【 3 2 】 専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及び 和解について)</p> | <p>平成 2 2 年 3 月 2 5 日伊賀市丸柱地内の国道 4 2 2 号において、道路管理瑕疵に起因して発生した事故に係る損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 195,725 円</p> <p>平成 2 2 年 3 月 2 9 日名張市桔梗が丘 6 番町地内の国道 1 6 5 号において、道路管理瑕疵に起因して発生した事故に係る損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 35,658 円</p> <p>平成 2 2 年 4 月 1 8 日名張市安部田地内の国道 1 6 5 号において、道路管理瑕疵に起因して発生した事故に係る損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 49,275 円</p> <p>平成 2 2 年 4 月 1 9 日名張市安部田地内の国道 1 6 5 号において、道路管理瑕疵に起因して発生した事故に係る損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 19,845 円</p> <p>平成 2 2 年 6 月 2 6 日伊勢市宇治館町地内の県道伊勢磯部線において、道路管理瑕疵に起因して発生した事故に係る損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 177,463 円</p> |
| 企業庁 | <p>【 3 3 】 平成 2 1 年度三重県水道事業会計継続費精算報告書</p> | <p>地方公営企業法施行令第 1 8 条の 2 第 2 項の規定に基づくもの。</p> |

| 区 分 | 件 名 | 概 要 |
|---------------------|---|--|
| 警察本部 | 【34】 議会の議決すべき事件以外の契約等について | <p>県が賃借人となる予定価格7千万円以上の賃貸借の契約</p> <p>【契約名称】三重県警察通信指令システム賃貸借契約 【履行場所】三重県警察110番センター、県下18警察署及び三重県警察本部長が指定した場所 【契約金額】939,708,000円 【契約方法】一般競争入札 【契約の相手方の住所及び氏名】 東京都港区港南二丁目5番3号 株式会社日立情報制御ソリューションズ 営業本部情報システム営業部 部長 中田 勝也 愛知県名古屋市中区栄三丁目15番33号 日立キャピタル株式会社 中部営業本部 業務役員本部長 神武 憲行</p> <p>【契約締結の年月日】平成22年7月20日 【契約期間】平成22年7月20日から 平成29年2月28日まで</p> <p>県が賃借人となる予定価格7千万円以上の賃貸借の契約</p> <p>【契約名称】指紋自動識別システム賃貸借契約 【履行場所】三重県警察本部刑事部鑑識課及び鑑識課分室 【契約金額】228,954,600円 【契約方法】一般競争入札 【契約の相手方の住所及び氏名】 愛知県名古屋市中区錦一丁目17番1号 NECキャピタルソリューション株式会社 中部支社 支社長 福島 秀和</p> <p>【契約締結の年月日】平成22年8月5日 【契約期間】平成22年8月5日から 平成28年12月31日まで</p> |
| 企業庁 病院事業庁 | 【35】 平成21年度決算に係る資金不足比率（企業会計分）について | 地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定に基づくもの。 |
| 健康福祉部 | 【36】 公立大学法人三重県立看護大学の平成21年度業務実績に関する評価結果について | 地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第28条第5項の規定に基づくもの。 |
| 提出 （1件） 健康福祉部 | 【37】 県の出資等に係る法人の経営状況に関する説明書 | 地方自治法第243条の3第2項及び同法施行令第173条の規定により、公立大学法人三重県立看護大学の経営状況を説明する書類を提出するものである。 |